

# 令和6年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

#### (1) 日 時

令和7年3月18日(火) 午後1時27分から午後2時11分まで

#### (2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

#### (3) 出席者

次頁のとおり

### 2 議事内容及び結果

#### (1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県漁業調整規則を改正することを適当とする旨，答申することを決定

#### (2) 鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画の策定について（諮問）

→ 原案のとおり増殖計画を策定することを適当とする旨，答申することを決定

## 令和6年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和7年3月18日(火) 午後1時30分から

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福 留 己 樹 夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出 水 昭 彦	○
漁業者代表	中 村 博 文	○
漁業者代表	山 田 満	○
漁業者代表	下 川 智 美	×
採捕者等代表	別 府 宏 一	○
採捕者等代表	大 田 勉	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 吉 田 明 彦	○
学識経験者	國 師 恵 美 子	○
学識経験者	安 樂 和 彦	○

(出席者) 9人

(欠席者) 1人

### 【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和7年3月18日（火）午後1時27分開始 —

**【開会】**

○ **板坂事務局長**

ただいまから令和6年度第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、委員10人中9人の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める出席者数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

○ **福留議長**

皆さんこんにちは。年度末の忙しい時期ですけれども、お集まりいただきありがとうございます。私は今年、年始早々インフルエンザにかかりまして、はじめて10日間ほど寝込んでいました。今来てるドジャースのベッツもインフルエンザにかかったみたいですが、そんな話を聞きましたけれども、まだコロナも出ているみたいですから、皆さんもお気をつけください。

多分今年度最後の委員会となると思いますが、よろしくお願いいたします。

**【議事録署名者の指名】**

○ **福留議長**

議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名するというところでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ **福留議長**

それでは今回は、大田委員と吉田委員をお願いします。

（「はい。」という声あり。）

**【議題1 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）】**

○ **福留議長**

それでは議題1です。議題1は、鹿児島県漁業調整規則の一部改正についてです。これは諮問事項です。執行部から説明をお願いします。

○ **事務局（小路口技術主査）**

水産振興課漁業調整係の小路口です。よろしくお願いいたします。議題1について御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、資料1の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、はじめに諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第757号  
令和7年3月18日  
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（小路口技術主査）

それでは、別紙で説明させていただきます。3ページをお開きください。

まず、今回の改正は3点ございます。この3点は水産庁から改正通知が来ており、全国的に同様の改正を行っているところです。

まず、「1 改正理由」についてです。「(1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」ということで、この2つの法律が改正されたのですが、今回の鹿児島県漁業調整規則の改正に関わる改正は、漁業法第52条に1つ項を加える改正の内容となっております。

改正の内容としては、衛星船位測定送信機等、これは海面漁業に多いものですが、船の位置情報をお知らせする、それが正しく操業されているのかを行政機関で確認する装置なんですけれども、これの常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないと。要はこの位置情報を送信する機器を、電源を落としたりとか壊したりとか、そういった故意の行為をしてはならないということを、新たに規定するものです。漁業法に関しては令和6年7月16日に施行されているところなんですけれども、鹿児島県漁業調整規則、他の都道府県もそうなんですけれども、漁業調整規則においても、確認的に記載をすることになっており、改正をするものでございます。

続いて「(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」ということで、これは刑法の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されまして、今年の6月1日から施行されます。

改正の内容としては、これまで「懲役」や「禁固」という罰則があったのですが、これを統一し「拘禁刑」に変えるという改正となっております。漁業調整規則でも「懲役」が規定されておりますので、刑法の改正にあわせ、「拘禁刑」へ改正するという内容です。

刑法の今回の改正に関しては、再犯の防止を目的として受刑者の更生を図っていくという背景のもとで改正をされたと聞いております。

「(3) 文言の適正化」、これは両罰規定、例えば法人や社員が漁業調整規則の罰則を犯してしまった場合に、個人と同様に法人にも同じく罰を科すというもの

が「両罰規定」なのですが、これらの規定について、まず自然人、自然人とは法人を含まない人、生命体、我々人間のことで、自然人を対象とすることを明確化する、そういう改正です。これは修辭上の修正とお考えいただければと思います。規定の内容としては変わってないんですが、文言を適正化するという改正です。

続いて、「2 改正内容」です。具体的にどのように改正をするのかとところです。(1)から(3)は、「1 改正の理由」に番号を合わせております。

「(1)漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」に関しては、具体的には、規則第51条に次の1項を加えるもので、第2項として、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」という規定を加えるものです。

「(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正」に関しては、規則第59条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

「(3) 文言の適正化」については、規則59条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第60条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。ここの文言の適正化に関してはイメージしにくいかと思っておりますので、6ページ、7ページを御参照いただければと思います。

米印で書いております、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障についてですが、本改正は形式的な改正であり、規則の内容に変更が生じるものではございません。今後、鹿児島海区・熊毛海区・奄美大島海区漁業調整委員会、そして鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問を行う予定とありますが、鹿児島海区・熊毛海区・奄美大島海区につきましては、既に諮問させていただいており、案のとおり改正することで異論ないことを答申いただいております。

「3 施行期日」です。公布の日から施行となります。ただし、第59条第1項の改正規定、これは刑法改正に関するところですが、これは刑法改正の施行日である令和7年6月1日から、同時に施行がされるようしているところです。

「4 経過措置」です。経過措置に関しては、刑法改正に関わる場所は、令和7年6月1日から施行となりますので、この施行より前に違反行為をした者については、今の「懲役」又は、漁業調整規則には規定されてないですが、「禁固」の罰則を適用するとしております。令和7年6月1日以降と以前とで、いつ違反をしたのかで、明確に適用を分ける整理とするものでございます。

5ページ以降には新旧対照表をつけております。今御説明した改正の内容を、付けております。8ページ、9ページについては、今回の漁業法の適用部分を参考として付けているところです。説明は以上です。

## ○ 福留議長

県からの説明が終わりましたけれども、ただいまの説明について御意見・御質問等はないでしょうか。あればお願いいたします。

私から1ついいですか。諮問が来ていますが、鹿児島県の3海区からは既に了承を得ているということで、それは分かるんですが、内水面漁業に限ってこの諮問を見たときに、この改正内容がどう関係するのかピンと来ないんですけれども。

○ 事務局（小路口技術主査）

もともと漁業調整規則は、海面の漁業調整規則と内水面の規則とで分かれています。それが改正漁業法になり、一本化する改正が行われたところです。

今回、直接的には、確かに内水面漁業、採捕に適用することは、事例としては少ないと思うんですけども、例えば罰則に関しては、もし内水面に関係する違反があった場合には罰則を適用することとなりますので、今回の懲役から拘禁刑への改正は当然内水面にも適用となりますので、海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会へ諮問させていただいている考え方になります。

○ 福留議長

わかりました。他に御意見、御質問等はないでしょうか。

特に意見等がないようですので、議題1の「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」は、原案のとおり改正することが適当である旨、答申することによってよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 福留議長

ありがとうございます。そのように答申することにいたします。

【議題2 鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画の策定について（諮問）】

○ 福留議長

それでは議題2です。議題2は、鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画の策定についてです。執行部から説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。議題2について、資料2に基づいて説明させていただきます。1ページを御覧ください。

本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

（諮問文）

水振第899号  
令和7年3月18日  
（水産振興課扱い）

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画の策定について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第169条第1項の規定に基づ

き、貴委員会の意見を求めます。

## ○ 事務局（山神水産技師）

資料2ページを御覧ください。

鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画（案）についてです。こちらの資料については、1から4を当方で、5以降は係長の村田から御説明させていただきます。

まず、「1 第五種共同漁業権の漁業権者に対し増殖義務が課される根拠」ということで、漁業法第168条を記載しております。読み上げますと、「内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」という規定があり、この規定をもとに各漁協は第五種共同漁業権を受けの際に増殖をすることが条件になるというものです。

「2 増殖を怠っていると認められる場合の対応」ということで、漁業法第169条を記載しております。読み上げますと、第1項に「都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる」という規定があります。今回諮問をさせていただきますのは、この第1項に基づく増殖計画の内容について鹿児島県内水面漁場管理委員会の意見を伺いたいものになります。続いて、第2項。「前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない」という規定がございます。

続いて「3 これまでの経緯」です。広瀬川漁協が免許を受けている鹿内共第1号第五種共同漁業権には、オイカワが含まれており、広瀬川漁協にはオイカワの増殖義務があります。この増殖目標というのが、毎年5キロとなっています。

令和6年8月に、広瀬川漁協よりオイカワの義務放流の方法等に関する照会があり、増殖義務の履行に係る疑義案件を県が把握しました。

県では、広瀬川漁協へのヒアリングや現地調査により状況確認を行い、地方自治法及び漁業法に基づいて、都道府県に設置される行政委員会であり、内水面漁業に関する事項を処理する内水面漁場管理委員会へ報告し、疑義案件の検証や今後の対応等について協議を行っております。ということで、昨年から3回ほど協議をさせていただいたところです。

「4 疑義案件の概要」です。義務放流を行うにあたり、広瀬川漁協はハヤ、オイカワやカワムツといった小型のコイ科魚類の総称ですが、ハヤを近隣河川の野田川で増殖用種苗として採捕し、米ノ津川に放流していました。これが平成27年と平成28年の2年間です。

また、自河川で採捕したオイカワを増殖用種苗として用いた際には、オイカワが自力で移動できる範囲内で放流を行っていました。これが平成29年から令和5年にかけての7年間行われていたところです。

この期間の放流方法が増殖行為に当たるのかということが疑義として生じている状況です。以降は、係長の村田から説明させていただきます。

## ○ 村田事務局次長

引き続き御説明いたします。資料3ページをお開きください。

「5 内水面漁場管理委員会における検証結果及び意見」ということで、これまでの経緯でも説明したとおり、昨年10月に当委員会へ疑義案件の報告を行い、疑義案件の検証や今後の対応等について、協議を行ってきたところです。当委員会での検証結果としては記載のとおりでして、まず、広瀬川漁協が行ったオイカワの義務放流は、同漁協としては増殖行為と認識していたが、魚種や放流方法の認識の違いにより、当該放流は増殖につながるとは判断しがたいということでした。義務放流としての行為は行っていたが、増殖にはつながっていないとの判断だったということです。

次に、漁業法第169条に基づく増殖命令を発出する必要があるということでした。いただいた意見として、ただし、県が増殖計画を策定する際には、漁協に過度な負担が生じないように、実行可能な内容、方法とする必要があるという御意見をいただいたところです。

次に「6 増殖計画（案）について」でございます。当委員会の意見を踏まえ、県で増殖計画（案）について検討し、計画（案）を策定しております。増殖計画としては、広瀬川漁協が行った義務放流のうち、増殖につながっていない放流を行っていた期間は平成29年から令和5年までの7年間であったという前提条件のもと、この間の7年分の増殖数量となる35キロを当該増殖計画における増殖数量の目安としております。35キロというのは年間の増殖目標5キロに年数の7年を乗じた数値になります。

増殖計画（案）については以下のとおりです。

魚種としてはオイカワで、「ア 増殖用種苗放流」、これを数量10キロを放流することと、「イ 産卵場造成」として、鹿内共第1号第五種共同漁業権漁場内において16平方メートルの産卵場の造成をすることとしております。これは4平方メートルを4か所という形で計画しております。

増殖計画の放流10キロ、産卵場造成16平方メートルの考え方ですが、下の点線の中に書いてありますように、産卵場造成については、国が示している『溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針』を参考に数量を算定しております。これは資料6ページに掲載しております。

オイカワの人工産卵床1平方メートル当たりの換算放流稚魚数が390尾とされていることから、1尾当たりの数量を5グラムとして換算しております。人工産卵床1平方メートル当たり約2キロの種苗放流と同等の効果があるとしております。16平方メートルの造成で、種苗放流の32キロに相当する増殖効果が得られると考えているところです。

これらの結果、当該増殖計画においては、種苗放流の10キロと産卵場造成による32キロを合わせた42キロの増殖効果を想定してるところでございます。

増殖数量の目安を35キロとしておりますが、余裕を持たせた形での数量として、対外的にも説明ができる内容としております。

また、産卵場造成についても造成エリアを耕うんする方法や小石の流出を抑える対策を取りながら市販の砂利をまく方法など、簡易な方法も報告事例等が示されておりますので、当該内容については漁協で対応可能な数量であると判断してるところです。

今後のスケジュールについては以下のとおりでして、当該計画について了承い

ただければ年度内に増殖命令を発出し、令和7年中の増殖計画の履行を漁協へ求める予定としております。説明は以上になります。

○ 福留議長

県からの説明が終わりました。

ただいまの説明について御意見・御質問等はないでしょうか。あればお願いいたします。

○ 出水委員

増殖目標に達していないということで、それに対して5キロの増殖目標であったものをプラス5キロ、令和7年度については10キロの増殖を実施してくださいということだと思いますが、これが過去7年の35キロに追いつくためには7年掛かるのかなと思いますので、令和7年度は10キロだけど、その10キロの目標数量変更といいますか、追加といいますか、それを、今後7年くらいは実施していこうという考え方でよろしいのでしょうか。

○ 村田事務局次長

オイカワの義務放流量は広瀬川漁協では年間5キロございますので、令和7年のオイカワの増殖については広瀬川漁協は基本5キロがあるという前提でございます。

それに加えて、これまでの増殖につながっていなかった部分について追加として数量10キロなので、令和7年は15キロ、基本的な増殖数量プラスこの増殖計画に基づく放流としてプラス10キロ。それにあわせ、産卵場造成をしていただく形になっております。

○ 出水委員

数量的には追いつくために、プラス10キロという考え方はわかりました。

あと1つ懸念されるのが、オイカワを1つのエリアに対して増殖しようと放流した場合、密度はどの程度が適正なのか。過密状態になることがないのかどうか。そこをどのように考えますでしょうか。

○ 村田事務局次長

これまでの報告でも説明させていただきましたが、広瀬川漁協がオイカワを採捕している場所は、密度が濃い場所でございます。それとは対照的に、例えば支流に行ってみますと、オイカワやハヤも含め、少し少ないエリアがありましたので、その辺は密度が濃いところから、十分増殖が期待できるような中流域や支流での放流を考えているところでございます。

○ 出水委員

今回の計画は分かりました。

今回の資料4ページ以降に、平成22年度の水産庁の指針が掲載されてますけれども、産卵床造成による増殖を目指す場合、この指針、ガイドラインを基本といいますか、参考にして今後考えていけばよろしいのでしょうか。

○ 村田事務局次長

御質問ありがとうございます。これまで内水面漁協が行っている義務放流というのは基本的には種苗放流が基本であったと思うのですが、例えば、去年はアユが不漁で、なかなか放流がうまくいかなかった状況がありましたが、こういった産卵場造成をすることで、それを数量換算して義務放流の代替とするやり方というのは、今回広瀬川漁協ではじめて鹿児島県内ではするんですけれども、やり方としていいか悪いかは別として、1つ、種苗放流に代わる代替方法が示されたということになりますので、他の漁協でも、例えば種苗が手に入らないけれども、増殖指針の中で増殖ができるようなものであれば、積極的に取り組んでいくことはできるのかなと考えているところです。

○ 福留議長

他に御意見・御質問があればお願いします。

前回まで議論を踏まえた形が本日の諮問となっていると理解しているんですけれども、それでも疑問がある方は積極的にお願いいたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○ 福留議長

再開いたします。他に御意見、御質問等あればお願いいたします。  
國師委員。

○ 國師委員

増殖計画についてはこの方向でいいと思うんですけれども、産卵場造成については、実施する場所や時期の指導というか、助言というのはどういった流れで行っていくことになるのでしょうか。

○ 村田事務局次長

履行確認は県でもしっかり立ち会おうと考えているところです。

また、今御質問がありました時期や場所については、産卵の時期は5月から8月というのが資料では説明があるところですが、そこは鹿児島大学とも連携しながら、時期や、川を見ながらの場所について、しっかりと漁協を指導しながら、この計画を進めていきたいと考えているところです。

○ 國師委員

ありがとうございます。

先ほどお話があったとおり、今後の増殖は、ただ数量だけでなく、こういった造成ということも1つの良い案として、モデルケースをつくっていく良い機会になったと捉えることができると思うので、ぜひこの効果があったかどうかも踏まえ、今後長く調査していただければと思います。

○ 福留議長

ありがとうございます。

他に委員から御意見，御質問等あればお願いいたします。

特に意見等がないようですので，議題2の「鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る増殖計画の策定について」は，原案のとおり策定することが適当である旨，答申することとしてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 福留議長

では，そのように答申することにいたします。

【その他】

○ 福留議長

それでは，本日の付議事項は以上となりますが，委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

特にないようですけれども，それでは，事務局から何かありますでしょうか。

【閉会】

○ 福留議長

ないようですので，これで第6回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行に御協力いただきありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは，本日の委員会は終了いたします。

— 令和7年3月18日（火）午後2時11分終了 —

議事録署名者

会長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_